

たなどで、収支内訳書が送られていないかたは、ご連絡ください。  
**農業所得があるかた**  
 収支計算をするかた

農業所得についても、売上金などの収入金から必要経費を差し引いて所得を計算することになっていきます。お送りした収支内訳書を作成してください。

確認のための帳簿など(例・収支計算ノート、領収書など)を申告相談時にご持参ください。農業所得標準で申告するかた耕作面積が2ヘクタール未満のかたで、帳簿など記帳していなかったのために、市では「農業所得標準」を決めています。

この農業所得標準で申告相談する際には、次のものが要です。申告書に同封の農業所得標準の計算書  
 (作付面積、収穫量、自家消費分など必ず記入してください)  
 農産物を出荷したかたは、出荷

**所得税の確定申告は**

2月17日から3月17日まで

税務署から平成14年分の所得税の確定申告書が送られたかたや、税務署へ確定申告するかたは、期間内に申告してください。税務署へ申告しますと、市県民税の申告は必要ありません。

確定申告のお問い合わせは、  
**大館税務署** ☎42-1836

証明書や販売代金の精算書など、収入金額がわかる書類  
 農産物を出荷していないかたは収穫量を控えたもの  
 とも補償金、稲作経営安定対策補てん金、自主流通米精算金などの収入があるかたは、農協などで発行する証明書類  
 受け取り小作料、作業受託料などの収入があるかたは、相手先や収入金額がわかるもの  
 経費として別途実額控除するための次の領収書など

・大型農機具(トラクターやコンバインなど)を14年中に購入したかたは、購入年月、購入価格などを証明できる書類  
 ・雇人賃、施設利用料、作業委託料、支払小作料、土地改良費、果樹共済金、抛出金などの支払いがわかる領収書や証明書

**譲渡所得があるかた**  
 税務署で申告相談を行ってください。なお、収用による譲渡などで所得額が特別控除額以下になる場合、所得税や市県民税が課税されませんが国民健康保険税の減額判定資料になります。市県民税の申告相談時に申告をお願いします。

譲渡所得・山林所得用の市県民税申告書(分離課税等用の申告書)は別にありますので、必要なかたはご連絡ください。

**期日と会場**

相談期間は、2月7日(金)から

対象地区	会場	期日	受付時間
矢立地区	矢立公民館	2月7・8日	7時~15時
花岡地区	花岡公民館	2月10・11日	
釈迦内地区	釈迦内公民館	2月12・13・14・15日	
長木地区	長木公民館	2月17・18・19日	
下川沿地区	下川沿公民館	2月20・21日	
真中地区	真中公民館	2月22・24日	
二井田地区	二井田公民館	2月25・26日	
十二所地区	十二所公民館	2月27・28・3月1日	
上川沿地区	上川沿公民館	3月3・4日	8時~16時
大館地区など	中央公民館	3月5~7・10~17日	

3月17日(月)までです。各地区公民館を巡回し、3月5日(水)からは中央公民館で行います。混雑を緩和するため、相談日を行政区域町内別に指定しています。対象町内の日程を確認して、指定日に来場ください。なお指定日に来れないかたは、相談期間中で都合のつく日においでください。

例年、中央公民館の終盤は混み合うため、待ち時間が長時間となります。指定日か日程の早い

期日	受付町内(行政区域町内別)	会場
2/7(金)	白沢全区、松原、寺ノ沢、橋桁、矢立育成園	矢立公民館
2/8(土)	粕田全区、中羽立、岩本、清水川、陣場全区、長走、日景温泉	
2/10(月)	本郷上、本郷下、繋沢、土目内、西前田、泉田、桜町全区、猫鼻、鳥内、十三森	花岡公民館
2/11(火)	神山、大森、大森団地、二井山、姥沢、長森・白根山・花岡各団地、神山社宅、神山荘	

公民館開場 7時、受付時間・7時~15時、相談開始時間 9時

うちに相談することをお勧めします。  
 矢立地区、花岡地区の受け付け町内は次のとおりです。なお、このあとの詳しい日程は、次号の広報でお知らせします。

**相談に必要なもの**

「申告書」と「印鑑」  
 給与所得や年金所得があるかたは「源泉徴収票」  
 営業などの事業所得、農業所得や不動産所得があるかたは、申告書と一緒に送られた「収支内訳書」または「農業所得標準の計算書」と帳簿や領収書などの「関係書類」

配当所得、雑所得、一時所得が

あるかたは支払い等の「通知書」  
 14年中に支払った生命保険料や損害保険料の「控除証明書」  
 14年中に支払った社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)の「領収書」  
 医療費控除を受けるかたは、14年中に支払った医療費の「領収書」、医療費を補てんする保険金や高額療養費の支払いを受けた場合はその支払い等の「通知書」その他、必要と思われる「領収書」や「証明書」など



**会場では**

受け付け開始時間は各公民館の開場時間です。受付時間(番号札を取る時間)は、地区公民館は7時~15時、中央公民館は8時~16時です。申告相談は各会場とも9時から開始します。

会場での手順

- ① 入り口付近に置いてある、番号札を手前からお取りください。
- ② 番号が呼ばれるまでお待ちください。
- ③ 自分の番が来たら、申告相談をしてください。